

保護者 各位

丸亀市立城西小学校
校長 森山 敬三**特別警報・警報発令時及び災害発生時に伴う児童の安全確保について（お知らせ）**

特別警報・警報発令時及び災害発生時の安全確保のために、下記の要領で対応します。

については、日常の気象や災害に関する情報等にも十分ご留意の上、児童の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、警報発令時については、児童のよりいっそうの安全確保のため、臨時休業の判断時刻について、下記のとおり対応させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

1 警報発令時

- 1 6:00に、丸亀市に、大雨、洪水、暴風等のいずれかの特別警報・警報が発令中であれば、給食は中止となる。したがって、青い鳥教室は休みとなる。
- 2 6:00～6:59に、特別警報・警報が解除された場合
 - ・ 安全に気をつけて、通常通り、登校する。但し、給食はないので、午前中の授業で11:30下校。
- 3 7:00の時点で、特別警報・警報が継続している場合
 - ・ 学校は臨時休業
- 4 学校にいるときに特別警報・警報が発令された場合
 - ・ 保護者の引取りを依頼する。

※ 自宅待機中は、危険防止のため、外出しないで自宅で学習するようにご指導願います。

※ 実際の特別警報・警報発令時には、丸亀市P連情報配信システムにより、対応等に関する情報を随時メール配信いたします。

2 災害発生時

1 在校時

- (1) 緊急避難・・・「倒れてこない・落ちてこない」場所で自己の安全確保に努める。
- (2) 一次避難・・・運動場に避難する。
- (3) 二次避難・・・①震度5以上、または津波警報ありの場合→安全確認後、校舎4階に避難する。
②震度4以下で、津波警報なしの場合 →安全確認後、校舎内に避難する。
- (4) 保護者へ児童の引渡し（緊急連絡カードを使用）

2 登下校時

- (1) 建物から離れ、頭部を守り、近くの公園、空き地等へ避難する。
- (2) ①学校が近い場合→学校に登校する。
②家が近い場合→家に大人がいれば帰る。いない場合、学校に登校するか、近所に助けを求める。

3 在宅時

- ・ 家の人と行動する。いない場合は、近所に助けを求める。

※ 本文書は、本校ホームページにも掲載しています。